は じ め に

この資料は、令和４年４月１日現在の県内における自動車保有台数を、静岡県経営管理部財務局税務課、同経営管理部地域振興局市町行財政課及び中部運輸局静岡運輸支局の資料をもとに市町別・車種別にとりまとめたものです。

なお、主要表はインターネット上の「統計センターしずおか」から、EXCEL 形式のファイルをダウンロードしてご利用いただけます。(https://toukei.pref.shizuoka.jp/)

１　用語の解説

(1) 自動車とは、道路運送車両法の規定による自動車及び原動機付自転車をいう。

(2) 車種の区分は、次のとおりである。

車　　種		解　　説
乗用車 ※1	普通乗用車	乗用の普通自動車（総排気量 2000cc、車体の長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.0m のいずれかを超えるもの）
	小型乗用車	乗用の小型自動車（総排気量 2000cc、車体の長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.0m 以下のもの）
準乗用車		貨客兼用の普通自動車、小型自動車で、乗用車に準ずるもの
トラック等	トラック	貨物運送用の普通自動車、小型自動車
	トレーラ	けん引車、被けん引車
	三輪車	三輪の小型自動車
特殊用途自動車		霊柩車、放送宣伝車、救急車、消防車、その他特殊の用途に供するもの
大型特殊自動車		カタピラを有する自動車、ロードローラ、タイヤローラ、フォークリフト、農耕作業自動車、土木作業用けん引自動車等で、軽自動車、小型特殊自動車以外のもの
バス		乗車定員 11 人以上の普通自動車
軽自動車	軽乗用車　※２	乗用の四輪の軽自動車（総排気量 660cc 以下、車体の長さ 3.40m、幅 1.48m、高さ 2.0m 以下のもの。 以下軽自動車において同じ）
	軽貨物車	貨物運送用の四輪の軽自動車
	軽三輪車	三輪の軽自動車
二輪・原付		自動二輪車、原動機付自転車（ミニカーを含む）
小型特殊自動車		カタピラを有する自動車、ロードローラ、タイヤローラ、フォークリフト、土木作業用けん引自動車等で、車体の長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8m 以下で、最高速度時速 15km 以下のもの 農耕作業自動車で、最高速度時速 35 km未満のもの

(3) 電気自動車等の区分は次のとおりである。

電気自動車（ＥＶ）	バッテリーに蓄えた電気をエネルギー源とする自動車
ハイブリッド車（ＨＶ）	内燃機関及び電気モーターを組み合わせた動力源をもつもの
プラグインハイブリッド車(ＰＨＶ)	外部電源からバッテリーに充電できるハイブリッド車

(4) 乗用車（上記※１）のうち自家用のもの、及び軽乗用車（上記※２）を「自家用乗用車」という。

２　資料の出所

(1) 乗用車、準乗用車、トラック、特殊用途自動車、バス、電気自動車、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車の保有台数は、県税務課の「自動車課税資料（令和４年４月１日現在)」による。

(2) 軽自動車、二輪・原付及び小型特殊自動車の保有台数は、県市町行財政課の「軽自動車の車種別台数に関する調（令和４年４月１日現在)」による。

(3) 大型特殊自動車の保有台数は、中部運輸局静岡運輸支局の「自動車保有車両数調（令和４年３月31 日現在)」による。

３　利用上の注意

(1) この資料の自動車保有台数は、非課税分を含め、上記２(1)及び(2)を中心にとりまとめた数値であり、中部運輸局静岡運輸支局が発表する「静岡県自動車保有車両数調」の数値とは異なる。

(2) 大型特殊自動車は市町別の数値が把握できないため、県計に一括計上してある。

(3) 図表中の数値（比率）は四捨五入してあるため、個々の数値を加えたものと異なる場合がある。

(4) 「自動車保有車両数調（令和４年３月 31 日現在)」及び「軽自動車の車種別台数に関する調」には、電気自動車等の区分がされていないため、第７図及び第６表には、大型特殊自動車、軽自動車、二輪・原付及び小型特殊自動車の保有台数は含まれない。

照会先
静岡県知事直轄組織デジタル戦略局
統計調査課　商工・経済班
TEL　054（221）2248